

平成 22 年 4 月 1 日

各 位

東京都港区高輪三丁目19 番15 号
日 本 貸 金 業 協 会
会 長 小 杉 俊 二
問い合わせ先 企画調査部 広報CSR課
電話番号 03-5739-3013
F A X 番号 03-5739-3027

日本貸金業協会は 「認定個人情報保護団体」の認定を受けました

日本貸金業協会(会長：小杉俊二、以下：協会)は、「個人情報の保護に関する法律」(以下：個人情報保護法)に基づく認定個人情報保護団体として、平成22年3月31日に、金融庁長官から認定を受けました。併せて、「認定個人情報保護団体の業務に関する規則」及び「個人情報保護指針」等の関係規則の一部を改正し、同日から実施いたしました。

協会では、従来から「個人情報保護に関するガイドライン」及び「個人情報の保護に関する規則」等に基づき、協会員の関係法令の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等の指導に取り組んでまいりました。

今後は、協会員における個人情報の取扱いに関する苦情の処理において、認定個人情報保護団体である協会が第三者機関として関与することで一層の迅速・円滑な解決を図ってまいります。また、本協会からの適切な情報提供によって、協会員における一層の個人情報保護のための取組みが促進されるよう、必要な業務を行ってまいります。

○「認定個人情報保護団体の業務に関する規則」に基づく協会の取組み

1. 個人情報保護指針の作成及び公表
2. 個人情報保護指針を遵守させるための協会員に対する必要な指導・勧告その他の措置に関する業務
3. 協会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
4. 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての協会員に対する情報の提供
5. 個人情報の適正な取扱いの確保のための協会員に対する研修
6. 協会員の名前の公表
7. 前各号に規定するもののほか、協会員の個人情報の適正な取扱いの確保に関する業務
8. 関係機関との連絡調整

日本貸金業協会 苦情・相談受付窓口
相談センター 0570-051-051
受付時間 9：00～17：30（土・日・祝日・年末年始を除く）

<ご参考>「認定個人情報保護団体」とは

個人情報保護法では、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、以下の業務を行おうとする法人は、主務大臣の認可を受けることができるとされています。

1. 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
2. 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象業者に対する情報の提供
3. その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

以上